



オフショア会社を利用した日本企業の 香港証券取引所における上場

序文

本稿は、日本企業をケイマン諸島(「ケイマン」)又はバミューダで設立した持株会社を使って香港証券取引所に上場することをご検討中の方のために作成したものです。本稿は、ケイマン法及びバミューダ法の要件の概要を説明しておりますが、網羅的なものではなく、顧客の方々に有用且つ簡潔な概要及び情報の提供を目的としております。従いまして、ご計画を実行される前に、個別の案件に関するケイマン法及び/又はバミューダ法上の助言をお求めになることをお勧めいたします。

香港証券取引所は、そのウェブサイト(www.hkex.com.hk)上の「発行体及び上場会社(For Issuers and Listed companies)」の箇所で、上場手続きに関する詳細な情報を提供しています。

ケイマン又はバミューダ会社を利用した日本企業の香港証券取引所への上場の手続きを始められる前に、各管轄における税務、法務その他専門家の助言をお求め下さい。

本稿は、下記日時現在の法律及び慣行に基づき作成されております。

コンヤース・デイル・アンド・ピアマン

2011年10月14日

香港証券取引所における IPO

はじめに

ケイマン又はバミューダ会社を利用して既存の外国会社が香港証券取引所に上場する場合は、通常、新会社（「新上場会社」）を設立した後に、株式交換及び新規公募（「IPO」）を行います。

IPO は、通常、機関投資家に対する株式の売出し及び一般投資家に対する公募により構成され、(i) 新上場会社による新株式の第一次売出し、(ii) 新上場会社の既存株主による既存株式の第二次売出し、(iii) 上記二つの組み合わせ、のいずれかの形をとります。

会社設立及び株式交換

日本を含む他の管轄で設立された既存の外国会社が、香港証券取引所への上場を希望する場合、新上場会社を当該外国会社とその既存株主（「創業者」）の間に介在させるのが、通常のプラクティスです。これは、創業者が新上場会社を設立した後、株式交換をすることにより実現します。すなわち、創業者は、自己の保有する当該外国会社株式を、新上場会社の株式と交換する形で新上場会社に譲渡します。その結果、当該外国会社は、創業者が所有する新上場会社の完全子会社になります。

香港での上場においては、英領ヴァージン諸島（「BVI」）で設立された会社を、新上場会社の上下に介在させるのが、確立されたプラクティスです。これにより、上場後、既存の事業グループとは別の新規授業の立ち上げが柔軟に行えます。また、事業グループの一部の売却は、BVI 子会社の株式譲渡の形で行いますが、BVI において、かかる譲渡は、一切の承認又は課税の対象とはなりません。

新上場会社の親会社として、創業者との間に BVI 会社を介在させることにより、創業者が、個人のキャパシティで、新上場会社の株式を保有又は取引することを、避けることができます。

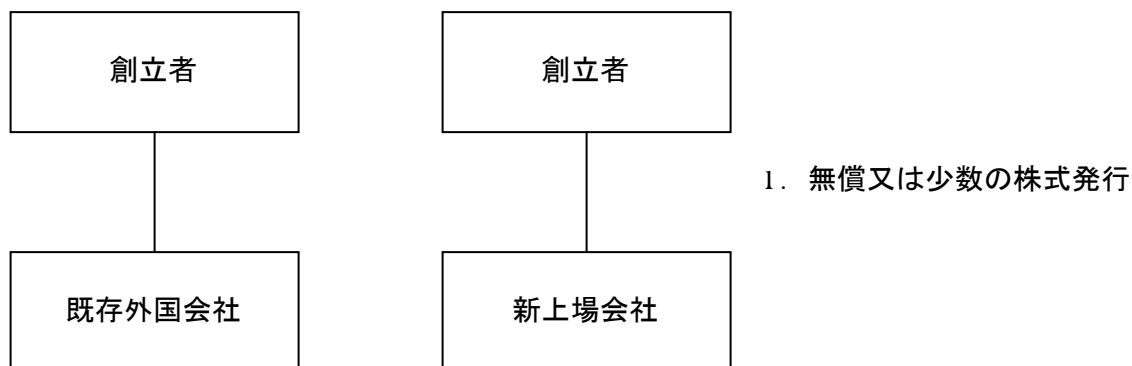
IPO 前グループ再編

香港での IPO を目指す既存の外国会社は、通常、以下の手続により再編を行います。

(1) ケイマン又はバミューダ会社の発行体の設立

新上場会社は、通常、最低限の資本をもって設立されます。ケイマン会社及びバミューダ会社のいずれも、香港ドル及び日本円を含む他の通貨建ての額面株式を発行することができ、当初授権資本額を 100,000 香港ドル(額面 0.10 香港ドルの株式 1,000,000 株)とし、設立時に (i) ケイマン会社の場合は 1 株(又は、複数の創立者がいる場合、各創立者の既存外国会社株式の比例持分に相当する数の株式)を額面全額払込みで、(ii) バミューダ会社の場合は 1,000,000 株を未払いで発行するのが一般的です。

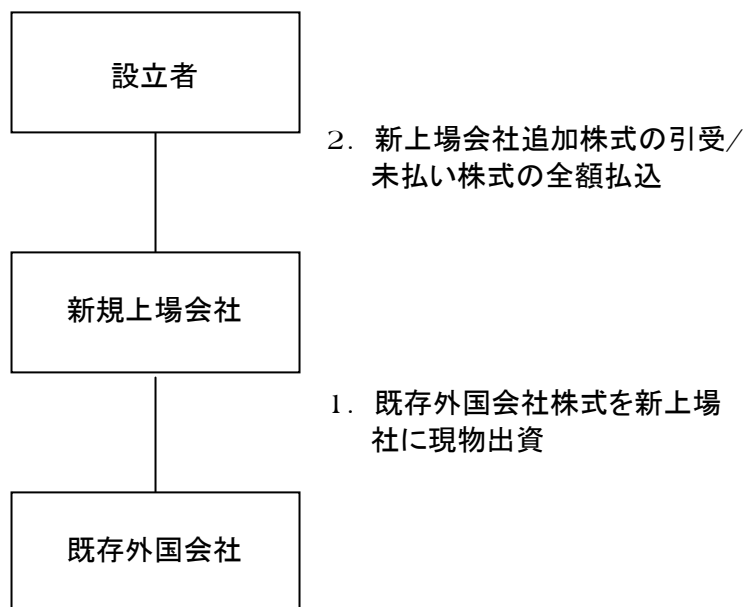
上記を図解する、下記図表 A をご覧ください。



(2) 新上場会社と創業者間の株式交換

次に、創業者が、その保有する既存外国会社株式を、新上場会社の設立後発行する追加株式の引受及び/又は設立時発行された未払い株式の対価として、現物出資することにより、株式交換を行います。その際、現物出資として交付される既存外国会社株式の価値が、新規上場会社の株式の額面価格を下回ることはできません。

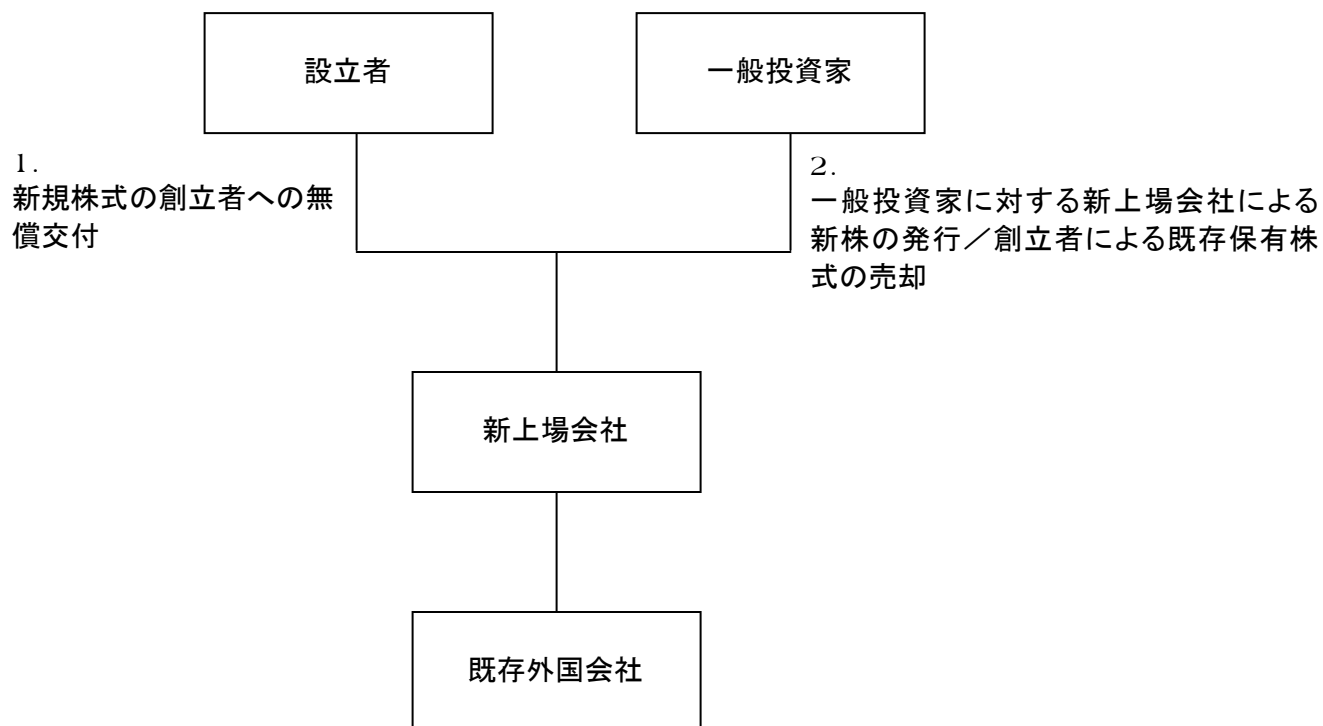
上記を図解する、下記図表 B をご覧ください。



IPO の株式プレミアム/拠出剰余金の資本金への振替

IPO の直前に、新上場会社は、株式交換及び/又は IPO による一般投資家の新規株式購入により生じる株式プレミアム(ケイマン会社の場合)又は拠出剰余金(バミューダ会社の場合)を、資本金に振り替え、新上場会社の新規株式を、創立者に対し、無償で発行します (capitalisation issue)。これにより、創立者は、IPO 後も、新上場会社の実質的持分を維持することができます。

上記を図解する、下記図表 C をご覧ください。



ケイマン会社及びバミューダ会社のメリット

2011年9月30日現在、香港証券取引所(メインボード及びGEMを含む)に上場している約1,500社のうち、その約73%にあたる約1100社が、ケイマン会社(約600社)又はバミューダ会社(約500社)です。そのため、香港の規制当局は、ケイマン会社及びバミューダ会社を上場会社として利用することに、非常に慣れてしています。

ケイマン会社及びバミューダ会社のいずれも、香港で上場会社として利用するに際し、以下のメリットがあります。

- ケイマン会社及びバミューダ会社は、いずれも香港証券取引所への上場を明確に許容され、その適切性につき、追加的な要件を満たす必要はありません。
- ケイマン及びバミューダの会社法その他ビジネス関連法は、いずれも高度に洗練されたものです。
- ケイマン法及びバミューダ法は、いずれも英国法をベースとしており、コモンローをベースとする香港その他アジア各国の人々にとって、馴染みあるものです。
- ケイマン及びバミューダは、いずれも英国領であり、ケイマン及びバミューダの裁判所の判決に対し、当事者は、英国の最高裁判所にあたるロンドンの枢密院(The Privy Council)に対し、最終的に上訴する権利を有します。
- ケイマン及びバミューダの会社法は、いずれも柔軟性に富み、香港証券取引所上場規則上の要件を、その定款に問題なく反映することができます。
- ケイマン及びバミューダには、いずれも法人税、所得税、キャピタルゲイン税、相続税、贈与税、富裕税その他管轄外で事業を行う会社に適用される税はありません。但し、ケイマンにおいては、一定の文書に対し、少額の印紙税が課される場合があります。
- ケイマン及びバミューダは、いずれも外国為替管理を行っていません。また、ケイマン会社及びバミューダ会社は、いずれも外貨や有価証券を制限なく取得、保有及び売却することができます。
- ケイマン会社及びバミューダ会社は、いずれも取締役や株主の国籍要件がなく、また、ケイマン法又はバミューダ法上、会社の経営は、限定された株主総会決議事項を除き、取締役会に委ねられています。
- ケイマン及びバミューダは、いずれもOECDに準拠しており、米国を含む多くの国々と、情報交換協約を結んでいます。
- ケイマン及びバミューダは、いずれも経済的・政治的に安定しており、政府は、ビジネスの需要に応じる法制化に積極的です。
- ケイマン及びバミューダは、いずれも高度に専門化されたインフラを有し、国内、アジア及び世界各地に、様々な顧客のニーズに応じてプロフェッショナル・サービスを提供する、サービス・プロバイダーが存在します。

本記事は、法律的助言又は法律意見ではなく、一般的な情報の提供を目的としています。

コンヤース・ディル・アンド・ピアマンについて

コンヤース・ディル・アンド・ピアマン(「コンヤース」)は、バミューダ、英領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、キプロス及びモーリシャスの法律アドバイスを提供しております。コンヤースの弁護士は、会社法、商事訴訟、個人事件等を専門としております。コンヤースはその組織体制、文化及び専門知識により、ヨーロッパ、アジア、中近東及び南米の主要な国際金融センターを含む戦略的なグローバル拠点から、最高のクオリティの網羅的な法的助言をタイムリーに提供いたします。コンヤースは 1928 年に設立され、150 名以上の弁護士を含む 600 名余りのスタッフを擁しております。関連会社のコダンは、信託、法人秘書、会計及び管理サービスを、幅広く提供しております。

より詳細な情報につきましては、以下にご連絡ください。



コンヤース・ディル・アンド・ピアマン

2901 One Exchange Square

8 Connaught Place, Central

Hong Kong

電話: (852) 2524 7106

FAX: (852) 2845 9268

メールアドレス: hongkong@conyersdill.com

ホームページ: www.conyersdill.com